

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和２年２月28日

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（Credit Suisse Management（Cayman）Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
（Director, Brian Burkholder）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達理
同 橋本雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目１番１号
大手町パークビルディング

【事務連絡者氏名】 弁護士 村松篤
同 岡田春奈
同 中村美子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目１番１号
大手町パークビルディング

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
マイスターズ・コレクション
（Credit Suisse Universal Trust（Cayman） -
Meister's Collection）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 資産成長型：
20億米ドル（約2,237億円）を上限とします。
毎月分配型：
20億米ドル（約2,237億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2019年４月26日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買
相場の仲値（１米ドル＝111.85円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの
円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

関係法人の異動および英文目論見書の変更がありましたので、2018年8月8日付で提出した有価証券届出書(2019年6月27日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

購入価額に対して1.08%(税抜1.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。購入時手数料率は消費税率に応じて変更となることがあります。消費税率が10%になった場合には、1.10%となります。

(後略)

<訂正後>

購入価額に対して1.10%(税抜1.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。

(後略)

<訂正後>



(注1) スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡し、同日以降は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店が保管会社となります。

(注2) 三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となりました。以下同じです。

(後略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)	保管会社	2018年8月8日頃付で受託会社との間で締結の保管契約(注1)において、保管会社の業務について規定しています。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2018年8月8日頃付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注2)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2018年8月6日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2018年8月8日頃付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2018年8月8日頃付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2018年8月8日頃付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目録見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。

（注５）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

（注６）投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

（後略）

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited) (注1)	保管会社	2018年８月８日頃付で受託会社との間で締結の保管契約(注2)において、保管会社の業務について規定しています。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2018年8月8日頃付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注3)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2018年8月6日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注4)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2018年8月8日頃付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注5)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2018年8月8日頃付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注6)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2018年8月8日頃付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注7)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

（注１）スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、2020年３月２日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡し、同日以降は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店が保管会社となります。これに伴い、保管会社に係る契約等の概要の記載は、2020年３月２日以降、以下のとおり変更されます。

2018年８月８日頃付で受託会社とスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（以下「旧保管会社」ということがあります。）の間で締結の保管契約(注2)において、保管会社の業務について規定しています。2020年３月２日付で受託会社、旧保管会社及び保管会社の間で締結の更改証書（以下「更改証書」といいます。）により、旧保管会社の権利、義務及び責任は、保管会社に更改されます。

（注２）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注３）管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。
- (注6) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注7) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

(後略)

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド、保管会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッド、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルならびに投資運用会社である三井住友アセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド、保管会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッド(注)、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルならびに投資運用会社である三井住友アセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

(注) スミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡し、同日以降は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店が保管会社となります。

(後略)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<訂正前>

購入価額に対して1.08%(税抜1.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。購入時手数料率は消費税率に応じて変更となることがあります。消費税率が10%になった場合には、1.10%となります。

(後略)

<訂正後>

購入価額に対して1.10%(税抜1.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(3)スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーカー)リミテッド(Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)(「保管会社」)

(イ) 資本金の額

平成30年6月末日現在の額は、1,784,806英ポンド(約2億5,807万円)です。

(注) 英ポンドの円貨換算は、平成30年6月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=144.59円)によります。以下、別段の記載がない限り、英ポンドの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(3)スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーカー)リミテッド(Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)(「保管会社」)(注1)

(イ) 資本金の額

平成30年6月末日現在の額は、1,784,806英ポンド(約2億5,807万円)です。

(注2) 英ポンドの円貨換算は、平成30年6月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=144.59円)によります。以下、別段の記載がない限り、英ポンドの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(中略)

(注1) スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーカー)リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡し、同日以降は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店が保管会社となります。それに伴い、保管会社は以下のとおり変更されます。

名称

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店

(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))

資本金の額

2019年3月末日現在の三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、3,420億円です。

事業内容

保管会社は、日本の大手金融機関である住友信託銀行株式会社と中央三井トラストグループが合併したことに伴い、2012年4月に設立されました。保管会社は、日本法に基づき信託及び銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行です。その最終持株会社は、東京証券取引所に上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングスです。保管会社は、英国内で保管業務を行う目的で、英国金融行動監視機構により認可を受けています。

保管会社は、保管契約(更改証書と併せて、以下「新保管契約」といいます。)の下で、管理会社または投資アドバイザーとして行為することはなく、これによりファンドの資産の選定、獲得および処分について責任を負うことはありません。

保管会社は、自らの業務の全てもしくは一部を履行するため、または自らの裁量権を行使する目的で、副保管会社、名義人または代理人を随時任命することができます。保管会社は、関連会社である副保管会社の行為および不作為について、自らによる当該行為または不作為の有無にかかわらず、新保管契約の下で自らかかる行為または不作為に対して責任を負うものとされている場合にはこれを限度として、責任を負います。その他の場合、保管会社は、副保管会社の選定および維持に関し自らが合理的な注意を欠いていたことに起因して損失または損害が発生した場合にのみ、かかる副保管会社の行為または不作為に対して責任を負うものとします。保管会社は、副保管会社の行為または不作為に起因する損失もしくは損害を回復するために、合理的な努力を行うよう求められます。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

- (3) スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッド（Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited）
資産の保管業務を提供します。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- (3) スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッド（Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited）(注)
資産の保管業務を提供します。

(注) スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡し、同日以降は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店が保管会社となります。

（後略）